



ファトワー（法勸告）国際会議・インドネシアに参加して

イスラーム研究所客員教授
シャリーア委員会委員長 武藤 英 臣

平成24年12月24日から26日までインドネシアの首都ジャカルタで開催されたイスラーム法勸告（ファトワー）に関する国際会議に参加した。この会議は、サウジアラビア・マッカにある世界イスラーム連盟がインドネシアの宗教省との共催で開催したものである。この会議にはイスラーム法学アカデミーのメンバーとイスラーム諸国やインドネシア近隣諸国、イスラーム少数国からも著名な法学者やムフティー（法勸告者）や大学の教授陣並びに専門の研究者たちが多数参加した。会議では、いくつかの部会でシャリーアにおけるファトワーの意味とその正確さやそれを行う者の適正さやそれぞれのイスラーム諸国や社会におけるイスラーム法学者会議などで出されたファトワーとマッカのイスラーム法学アカデミーで出されたものの整合性などについての研究討議がなされた。それらの中でも特に、今日のな特徴としてインターネットなどによってあっという間に全世界に伝えられる極端に偏ったファトワーの危険性をこの会議は、世界のムスリムに対して注意するよう呼びかけていた。また改めて参加者は、人々に真理を表わし、正しい道へ導くウラマー（イスラーム法学者）の立場の大きさと責任の重大性について確認した。

閉会に当たっての声明

1. ムスリムから出される世界の様々な問題に対し公式にあるいは庶民レベルでファトワーを出すに当たっては、クルアーンとスンナとイスラーム法学者たちの合意から規則を求める。その目的はムスリム社会での分裂や紛争を煽るものからムスリムを遠ざけるためのものである。
2. イスラームの連帯を勧め分裂や対立を避ける必要性を確認する。
3. ムスリム全体に正しい生活を送るためのファトワーの重要性の理解をあらゆる手段を使って広めることの重要性。
4. イスラーム諸国で各都市や町々にファトワーを伝えるセンターを設け、ムフティー（法勸告者）に尋ねる手段を容易にする。
5. 様々な方法を使ってファトワーの決定事項を翻訳し広める努力をする。
6. インドネシアの宗教省と世界イスラーム連盟が協力して、毎年ムフティーによる会合を開き様々な問題について協議する。
7. 二年毎にこの国際会議をインドネシア宗教省と世界イスラーム連盟の共催でインドネシアで開催する。

インドネシアにおけるファトワーの実例

食品等のハラールに関する様々な問題が起きた場合、すぐに結論が出ないものについてインドネシアでは、MUI（インドネシア・ウラマー評議会）のファトワー（イスラーム法勸告）委員会にその問題が上程され、協議された後にハラール判定が出される。ここでは、これまでに出示されたファトワーの中からいくつかの問題に対する判定を提示する。

1. 主題：ウサギ肉の食用に関して

ヒジュラ歴1403年5月17日（西暦1983年3月12日）に開催されたMUIファトワー委員会役員会に於いて、

判断要請（文書）読み上げ

1. インドネシア共和国宗教省イスラーム事情局理事兼イスラーム地域社会開発・巡礼関係局長の「ウサギ」に関する要請書 (D11/5/HK.03.1/3647/Nov27,1982)
2. インドネシア共和国農業省家畜局局長付事務局の書面 (512Nilb/E/Jul8,1982)

判断根拠

以下ハディース

「アナスによると、“マッルッ・ザフラン（マッカ近くの洞谷）で、目の前を一兎のウサギが走り抜け、人々が追いかけて捕まえたのを見て、わたしは、そのウサギをアブー・タルハに与え、屠畜させた。その上で、ウサギの腿を、預言者に差し上げ、それが受け入れられた」(Al-JamaahからのNail Al-Autar口承)

「アブー・フライラによると、“一人の男が預言者のもとにウサギを持って来た。それは焙られ、調理（味付け）されたもので、両手で預言者に差し出された。その上で、教友達に食べるように言われた」(AhmadからのNail Al-Autar口承)

「アブー・フライラによると、“一人の男が預言者のもとにウサギを持って来た。それは焙られ、調理（味付け）されたもので、両手で預言者に差し出された。その上で、教友達に食べるように言われた」(AhmadからのNail Al-Autar口承)

考慮事項

動物性たんぱく質の消費促進と国民各家庭における栄養価改善に資することが政府の義務との観点から、地域社会、特に、ムスリムの集合する地方の農業社会において食用ウサギの飼育の

開発を促進する事が、（政府の）意向に沿い、必要であるとの考えにより、インドネシア・ウラマー評議会（MUI）は、ウサギの食用に関する法令を以下定める。

決定事項

ウサギの食用は、合法（ハラール）である。

ジャカルタ H1403年5月17日
西暦1983年3月12日



会議場風景

MUIファトワー委員会
議長：K.H.Ibrahim 事務局長：H.Musyitari Yusuf

2. 主題：Stunning機械による動物屠畜に関して

ヒジュラ歴1396年10月24日（西暦1976年10月18日）に開催されたMUIファトワー委員会役員会に於いて、

判断要請の聴聞

1. Stunning（動物を気絶させる）方法による動物の機械的屠畜に関するPD Dharma Jayaの会長からの要請書に基づき、その主旨を口頭で、以下の通りの説明を受けた。
1. Stunning機械を使用する事で、屠畜場にいる屠畜対象の動物を意識不明の状態にし、苦痛を和らげ、鋭利な刃物で、ムスリムの屠畜人により、直前にタスマヤ（アッラーの御名によって）を唱え、動物の呼吸導管（気管）、食道、頸動脈・頸静脈を切断し、屠畜する。
2. 気絶した動物でも、即屠畜（を必要と）しない場合は、元の意識のある状態に戻すこと。
3. この方法の屠畜でも、出血が少なくなる（減少する）事はない。実際には、より出血を起こし、（血を抜く事で）食肉の減菌効果がある。

判断根拠

1. イスラーム法に準拠し、4学派と法学者たちの見解に沿った動物の屠畜における必要事項を踏まえ、
2. シャッタード・ビン・アウスによるハディース（添付1）における「全ての行為で良い事をする」項により

決定事項

以下のファトワーを宣言する。

機械を使った屠畜は、屠畜方法の近代化の一環であり、屠畜される動物にとっても良い事（行為）であり、預言者の教え、イスラームの規則とハラールに関するイスラーム法にも準拠しているの、ムスリム達に疑問を挟む余地は無いと判断する。

ジャカルタ H1396年10月24日

西暦1976年10月18日

MUIファトワー委員会

議長：K.H.M.Syukri Ghozali 事務局：H.Amiruddin Siregar

添付1

4. 本ファトワーの動物とは、生きた動物で、且つハラールな動物をさす。例えば、牛、水牛、ヤギなど
5. シャッタード・ビン・アウスによるハディースでは、「アッラーは、適所における如何なるものに対しても良い行為を明らかにしている。もし、そなたが、殺す事を命ぜられた場合、正しい方法で行う事。もし、屠畜を望む場合、正しい方法で屠畜を行う事。刃物を鋭利にすれば、屠畜されるものは、苦痛を与えられることがない。屠畜する時、（動物たちに）苦痛を与えてはならない」とある。

3. 主題：蛙の食用と飼育に関して

ヒジュラ歴1405年2月18日（西暦1984年11月12日）ジャカルタイスティクラールモスクにて開催されたMUIファトワー委員会役員会に於いて、MUIファトワー委員、各地方ウラマー委員会代表、IAIN大学シャリーア学部長、ポゴール農業研究所専門家の出席を得て、

判断事態

最近、養魚業者の間で行われている蛙の繁殖・飼育、養殖に関する人々の関心が高まっている。

判断要請の聴聞

- a. MUI総議長とMUIファトワー委員会議長の出席を得て、
- b. 養魚業専門家の蛙の繁殖・飼育と養殖に関する説明も受け、
- c. 西スマトラ地区のウラマー委員会、NTB、IAIN Sunan Kalijaga Yogyakarta、IAIN Walisongo Semarangからの各種文書も受け、
- d. 委員会では、出席者による議論と意見交換が行われた。

判断根拠

- a. クルアーンの章句、預言者の言行、その他神学者の見解より、
 1. クルアーンの家畜章の句では、「言ってやるがいい。“私に啓示されたものには、食べたいのに食べることを禁じられたものは無い。只死肉、流れ出る血、豚肉—それは不浄である—とアッラー以外の名が唱えられたものは除かれる。だが、止むを得ず、また違犯の意思なく法を超えないものは、本当にあなたの主は、寛容にして慈悲深くあら

る”」（家畜章145節）

2. クルアーンの食卓章の句では、

「海で漁撈し、また獲物を食べることは、あなたがたにも旅人にも許されている。だが、陸上の狩猟は、巡礼着の間は禁じられる。アッラーを畏れなさい。あなたがたはかれの御許に集められるのである」（食卓章96節）

3. クルアーンの高壁章の句では、

「かれらは文字を知らない預言者、使徒に追従する者たちである。かれはかれらの持っている（啓典）律法と福音の中に、記され見出される者である。かれは正義をかれらに命じ、邪悪をかれらに禁じる。また一切の善い（清い）ものを合法：ハラールとなし、悪い（汚れた）ものを禁忌：ハラームとする。またかれらの重荷を除き、かれらの上の束縛を解く。それでかれ（使徒）を信ずる者は、かれを尊敬し、かれを助けて、かれと共に下された御光に従う。これらの人々こそ成功する者たちである」（高壁章157節）

- b. 預言者の言行録より

「アブドッラフマーン・ビン・ウスマーンによると、一人の医者（アブドッラフマーン）が、蛙を医薬の素材として使用できるかを、預言者に尋ねたところ、預言者は、殺してはならないと仰った。」（AhmadとDishahihkan HakimによるAbu-DaudとNasa'i口承）

- c. 犬と豚以外の動物の遺骸の皮革から採ったなめし皮の製造は、法学者の教えに則って認められている。
- d. 犬と豚を除く全ての生き物は、多数のイスラーム法学者は、不浄なものではないとの見解を持っている。
- e. 特に、蛙の食用に関して、法学者の間で意見が分かれている。多くは、ハラールでは無いとの見方だが、マリーキ派の法学者は、合法（ハラール）の見解である。

決定事項

1. 蛙肉の食用は、非合法（認められない）とのシャーフイー派法学者及び他の学者の意見、及び蛙肉は合法であるとの他意見も踏まえ、
2. 食用では無く、他利害目的での蛙の繁殖・飼育、養殖は、イスラーム法に抵触しないと判断する。

ジャカルタ H1405年2月18日

西暦1984年11月12日

MUIファトワー委員会

議長：KH.Ibrahim 事務局：H.Mas'ud

4. 主題：排泄物（ハラーム/ナジスなもの）と混染した食物と飲料物に関して（インドネシアの一部地方では排尿を、治療薬等で服用させる行為がある）

ヒジュラ歴1400年7月11-17日（西暦1980年5月26日-6月1日）に開催されたMUI第二回国民大会に於いて、

決定事項

以下、ファトワーを発表した。

1. 排泄物と混汚した食物と飲料物は、ハラームである。
2. 排泄物と混染した疑いのある食物と飲料物も、廃棄されるべきである。
3. 排泄物と混染された疑いのある食物と飲料物に関しては、（排泄物が混染しているかの）状態を確認する為に、ラポテストで調査を行う様に提案する。

ジャカルタ H1400年7月17日

西暦1980年6月1日

MUI第二回国民大会 議長役員会

議長：Dr.Hamka 事務局：Drs.H.Kafrawi

補足事項：上記ファトワーの判断根拠

1. 法学的見解

「ハラールなものとハラームなものが混染（ミックス）した場合は、ハラームな状態が優勢となる。即ち、ハラームと判断される」

2. 預言者の言行録

「ハラールは、明確にハラールなものであり、ハラームは、明白にハラームである。この二つの間に不明確はあり得ないし、殆どの人は明確に理解している。万一、不明確な（疑わしき）ものに対して（細心な）用心を取り得る人は、かれの信仰と高潔さを守ることが出来る」（Bukhariによる口承）

5. 主題：ハッジ（巡礼）時における髄膜炎ワクチンの使用に関して

2010年第6号MUIファトワーは、以下の通り

考慮背景

- 髄膜炎が、巡礼者の健康に脅威を与えている。これを予防する唯一の方法は、髄膜炎ワクチン接種である。
- サウジ政府が、全ての巡礼者、に髄膜炎ワクチンを接種する事により危険なウイルス感染を予防する様に要請している事。
- 現在、次の髄膜炎ワクチン製造者がある。(1) Glaxo Smith Kline Beecham Pharmaceutical (ベルギー) (2) Novartis Vaccine and Diagnostics S.r.l. (3) Zheijiang Tianyuan Bio Pharmaceutical Co. Ltd
- MUIファトワー委員会は、上記3製造者より髄膜炎(予防)製品(ワクチン)に対する、ハラール証明申請を受けている。
- 上記目的の為、MUIファトワー委員会は、巡礼者への髄膜炎ワクチン(の使用)接種、3製造者の取り扱いに関する一政府、ムスリム社会、他関係当局へのガイドラインとして一ファトワーを明示する事が、勧められ、必要性があると考え。

判断根拠

1. クルアーンの章句には、

「かれがあなたがたに、(食べることを)禁じられるものは、死肉、血、豚肉、およびアッラー以外(の名)で供えられたものである。だが故意に違反せず、また法を越えず必要を迫られた場合は罪にはならない。アッラーは寛容にして慈悲深い方であられる」(雌牛章173節)

「あなたがたに禁じられたものは、死肉、(流れる)血、豚肉、アッラー以外の名を唱え(殺され)たもの、絞め殺されたもの、打ち殺されたもの、墜死したもの、角で突き殺されたもの、野獣が食い残したものの、(ただしこの種のもので)あなたがたがその止めを刺したものは別である。石壇に犠牲とされたもの、籤で分配されたものである。これらは忌まわしいものである。今日、不信心な者たちはあなたがたの教え(を打破すること)を断念した。だからかれらを畏れなさい、われを畏れなさい。今日われはあなたがたのために、あなたがたの宗教を完成し、またあなたがたに対するわれの恩恵を全うし、あなたがたのための教えとして、イスラームを選んだのである。しかし罪を犯す意図なく、飢えに迫られた者には、本当にアッラーは寛容にして慈悲深くあられる」(食卓章3節)

「言ってやるがいい。“わたしに啓示されたものには、食べたいのに食べることを禁じられたものはない。只死肉、流れ出る血、豚肉—それは不浄である—とアッラー以外の名が唱えられたものは除かれる。ただ止むを得ず、また違犯の意思なく法を越えないものは、本当にあなたの主は、寛容にして慈悲深くあられる”」(家畜章145)

2. 預言者の言行録によると

「治療薬を求めよ。何故なら、アッラーは、治療薬の役立たない病気がお作りにならなかった。ただ老衰は別である」(Usamah bin SyarikによるAbu Daud口承)

「アッラーは、治療薬と病気を下された。それぞれの病気に適した治療薬を作られた。従い、(正しい)治療薬を求めなさい。しかし、ハラームなものから作られた治療薬は求めてはならない」(Abu DardaによるAbu Daud口承)

「一団がウクル又はウライナから(メディーナに)来たが、メディーナの環境に合わず、病気を罹った。預言者は、かれらに、ラクダの尿とミルクを飲むように命じられた」(Anas bin MalikによるAl-Bukhari口承)

「アッラーは、治療薬を下されること無しに、病気を下しはしない」(Abu HurairahによるAl-Bukhari口承)

「チーズの上に鼠が落ちたことを、預言者が問われて、次の様に答えている。“もし、チーズが固形であり、鼠を追い払った上で、チーズの表面を削げば、チーズを食べても良い。しかし、チーズが溶けている状態なら、食べてはいけない」(Abu HurairahによるAhmad口承)

判断見解

1. イスラーム法学者たちの見解では、

イマーム・スフリー(124H没)は、病気の治療として人の排尿(それ自体ハラームであり)を飲む事は違法であると言った。

「今日(清き)良いものがあなたがたに許される。啓典を授けられた民の食べ物、あなたがたに合法であり、あなたがたの食べ物、かれらにも合法である。また信者の貞節な女、あなたがたが以前に、啓典を授けられた民の中の貞節な女も。もしあなたが

がたが(貞節な)女に姦淫や密通をせずに、きちんと婚資を与え妻を迎えるならば許される。凡そ信仰を拒否する者は、その善行も虚しく、来世においては、失敗者の類である」(食卓章5節)

更に、Ibnu Mas'ud(32H没)は、酒に関して、「アッラーは、違法なものから治療薬をお作りにはならなかった」と言っている(Al-Bukhari口承: Al-Sahih)

- 浄化・洗浄(洗い清める)の基準と基盤に基づいた法学者の意見
- 2010年7月9日付けインドネシア共和国保健大臣の声明によると、「今日現在、サウジアラビアへの訪問者は、髄膜炎ワクチンを接種する事が義務付けられている」
- LPPOM/MUIによる髄膜炎ワクチンを製造する3社への監査報告と監査チームの説明によると、
 - Glaxo Smith Kline Beecham Pharmaceutical(ベルギー)社の製造プロセスは、以前豚による汚染にさらされていた事があると述べられている。
 - Novartis Vaccine & Diagnostics社の製造プロセスは、豚による汚染にはさらされておらず、かつ洗浄(洗い清め)されている。
 - Zheijiang Tianyuan Bio Pharmaceutical社の製造プロセスは、豚による汚染にはさらされておらず、かつ生産毎に洗浄(洗い清め)されている。
- 2010年6月10日、12日、16日、22日、24日、30日、7月9日、16日に開催されたファトワー委員会会合の出席者意見は、下記の通り
 - ワクチンが、その製造サイクルの過程で、豚由来に汚染された材料などにさらされたもの(ワクチン製品)は、使用できない。
 - ワクチンの、その製造プロセスが、豚及び豚由来に汚染された材料などにはさらされていないが、豚以外の動物の排せつ物(中程度の不浄)などに汚染・さらされている場合は、再浄化(洗浄)する必要がある。
 - 次二社(Novartis Vaccine & Diagnostics社及びZheijiang Tianyuan Bio Pharmaceutical社)のワクチン製造プロセスの浄化(洗浄)に際しては、シャリーア規程を充たす必要がある。

決定事項の定義

本ファトワーで定義するワクチン名称は、下記の通り

- Mencevax ACW135Yワクチン: Glaxo Smith Kline Beecham Pharmaceutical社(ベルギー)が製造した髄膜炎ワクチン
- Menveo Meningococcal(髄膜炎)ワクチン: Menveo Meningococcal GroupがACW135の名前で製造するもの及びNovartis Vaccine & Diagnosticsが、Conyugateワクチン名で製造するものを指す。
- Zheijiang Tianyuan Bio Pharmaceutical社が製造するMeningococcal(髄膜炎)ワクチン

優先決定事項

本ファトワーの決定事項は、

- Mencevax ACW135Yワクチン: ハラーム
- Menveo Meningococcalワクチン及びMeningococcalワクチン: ハラール
- 接種が許可されるワクチンは、ハラールと認定された髄膜炎予防ワクチンである。
- 巡礼者以外で、緊急必要な場合、ハラームな髄膜炎ワクチン(Mencevax ACW135Y)接種も許されるが、2009年第5番のMUIファトワー条項は、本ファトワーに置き換わる。

ジャカルタ H1431年8月4日

西暦2010年7月16日

MUIファトワー委員会

議長: Dr.H.M.Anwar Ibrahim 事務局: Dr.H.Hasanudin

MUI議長委員会(Board of Chairman)による承認

議長: K.H.Ma'ruf Amin 事務局長: Drs.H.M.Ichwan Sam

6. 主題: ジャコウネコ・コーヒーに関して

MUIファトワー委員会において、インドネシアのバリ島などある地方では、ジャコウネコにコーヒーの実を食べさせて、その排せつ物(糞)から出てきたコーヒー豆は味が良く、高値で販売されると報告され、そのハラール性について討議された。

判断背景

- コーヒーは、コーヒー豆の木より採集されるが、このコーヒー豆をジャコウネコが好物として食べ、(排泄物の中の残った)コー

ヒー豆が、その排せつ物にさらされている。このコーヒー豆が食品加工されコーヒー粉末として、国内社会で消費されている。このコーヒーはジャコウネコ・コーヒーと呼ばれて、(国内で、ジャコウネコ・コーヒー商売が) 急速に拡大している現状に鑑みて、

b. 国内社会からこのジャコウネコ・コーヒーに関する法規制などの質問が寄せられている。

c. 就いては、ジャコウネコ・コーヒーの製造、販売、消費に関する国内社会向けガイドラインをファトワーとして明記する事が助言され、必要となっている。

判断根拠

1. 以下、クルアーンより

「アッラーがあなたがたに与えられた良い(清潔で)合法的なものを食べなさい。あなたがたが信じているアッラーを畏れなさい」(食卓章 88節)

「信仰するものよ、われがあなたがたに与えた良いものを食べなさい」(雌牛章 172節)

「人びとよ、地上にあるものの中、良い合法的なものを食べて」(雌牛章 168節)

「かれこそは、あなたがたのために、地上の凡てのものを創られた方であり」(雌牛章 29節)

「言うてやるがいい。“わたしに啓示されたものには、食べたいのに食べることを禁じられたものは無い。只死肉、流れ出る血、豚肉—それは不浄である—とアッラー以外の名が唱えられたものは除かれる。だが止むを得ず、また違犯の意思なく法を越えないものは、本当にあなたの主は、寛容にして慈悲深くあられる”」(家畜章 145節)

「また一切の善い(清い)ものを合法(ハラール)となし、悪い(汚れた)ものを禁忌(ハラーム)とする」(高壁章 157節)

2. 預言者の言行録より

「ハラールとは、アッラーが決められ、クルアーンにハラールと記されているものであり、ハラームとは、(同じく)クルアーンに記されているものである。(クルアーンで)説明されていないものは、お許しが得られる」(Al-Termidzi/Ibn Majahによる)

「アッラーがクルアーンの中でハラールとなしているものは、ハラール(合法)である。また、ハラーム(違法)であるとなされたものはハラーム(違法)である。ただ、アッラーによって説明されていないものは、お許しが得られる」(Al-Hakimによる)

「アッラーは、(行う事の)義務を下され、あなたがたは従わなければならない。また、アッラーは、制限・規制を求められ、あなたがたはそれに従わなければならない。アッラーは、非合法的なものもお創りになったが、それを壊してはならない。説明されていない事が(例えば、愛情について)あるが、アッラーはお忘れになってはいない。その規定を尋ねてはならない」(Al-Daraquthniによる。Imam Nazuawilは、Al-Sahihと分類)

3. 法学的考え方より

「有益となる法基準は、認められるが、(誤解を与える)危険な法基準は認められない」

「許可されているものに関する法基準は、正しい目的で説明される限り、認められる」

「不変のものに関する法基準は、全ての原点(法源)である」

考慮事項

1. Al-Majmu' (Sharah Al-Muhazzub) の第二巻 573 頁に、「動物が、植物の果実・種子を食べ、その排せつ物が残された場合、その他の手が加わらず、植物再生の状態であるならば、不浄ではない」との見解がある。

「もし、動物が、植物の果実・種子を食べ、(食べたものが)胃より排泄された場合、その固い(種子)ものは、元のままで、もし、その固形物(種子)が植栽できるなら、それは清いものである。ただし、もし、固形物が不浄なものにさらされた場合は、表面が洗浄(洗い清める)される必要がある」

2. Nihayatul Muhtaj 第二巻 284 頁に、「もし、種子が元の状態に戻り、(再び)植栽・育成が可能であれば、ムタナジス(不浄なものにさらされた)な状態だが、ナジス(不浄)ではない。もし、排泄された種子が弱っている場合は、不浄であるとの意見は、理解できる。他方、(豆・種子が)元の状態でも、他の不浄なものにさらされている為、ムタナジスな状態と言う考えもある。植物の種子と同様な類推が、動物の卵にも言える。即ち、卵が、食べられ、(食べ残された)卵が、手つかずのままに孵化したものは、卵の(殻は)ムタナジス(不浄なものにさらされた)な

状態だが、(卵そのものは)ナジス(不浄)ではない」との見解がある。

3. Kitab Hasyiyah l'anatu Al-Thalibin Syarh Fath Al-Mu'in 第一巻 82 頁に、「もし、動物が、植物の種子を排泄した場合、その種子が固いまま、植栽し、育成する事が可能な状態であれば、Mutanajjisの状態である」「もし、動物が、植物の種子を排泄した場合、その種子が固いまま—Nihayahの表現では、「もし種子が当初の状況のまま、再び植栽した場合、育成が可能であれば、Mutanajjisな状態であるが、ナジス(不浄)ではない。もし、排泄された種子が弱っている場合は、不浄である。他方、種子が、しっかりしたものでも、他の不浄なものにさらされている場合は、ムタナジスな状態であるが、ナジスではない」との見解である」「(更に、Nihayahの見解では、種子以外にも、卵、木の実、果実に関しても、もし、動物が吐きだすと、取り落とした場合にも、「種子と同様な類推は、卵の場合でも、もし(食べ残された卵に)排せつ物が付着しても、手つかずで元の状態であって、その卵が孵化するならば、ムタナジスな状態であるが、不浄ではない」とのこと)」
4. MUI ファトワー委員会の(LPPOM チームによる)ワーキンググループの議事録(2010年6月2日)に基づき、Dr.KH Munif Suratmaputra 及び LPPOM ワーキングチームが、MUI ファトワー委員会の会議(2010年6月16日)に提出された説明文書により、
5. MUI ファトワー委員会が2010年7月14日開催した会議で、LPPOM に求めた質問への解説によると、「ジャコウネコが排せつしたコーヒー豆の種子は、元のままであり、植栽すれば育成可能である」との報告があり、2010年6月2日から7月20日まで継続されたMUI ファトワー委員会の集まりへの参加者の意見に基づき、以下の通りに決定した。

決定事項

第一：一般規程

本ファトワーにおいては、ジャコウネコ・コーヒーとは、ジャコウネコが、食べる、熟れた木の果実(コーヒー豆)より採れるコーヒーであり、排泄物と一緒に、採集されるもの。

1. コーヒー豆は、殻がついたままであること。
2. (その豆・種子が、再び)植栽された場合、育成可能なものであること。

第二：管轄法

1. 上記一般規程に該当するジャコウネコ・コーヒーは、Mutanajjis(不浄なものにさらされている状態)であるが、不浄(Najis)では無い(合法である)
2. 上記一般規程に該当するジャコウネコ・コーヒーは、洗浄(洗い清められる)する事により、(使用が)認められる(合法である)。
3. 上記に該当するジャコウネコ・コーヒーの消費は、認められる(合法である)
4. ジャコウネコ・コーヒーの生産及び売買は、認められる(合法である)。

第三：決定項目

1. 本ファトワーは、下記日付をもって有効となる。全ての誤謬・遺漏は、適時訂正される。
2. ムスリム社会及び他関係者への事態の周知徹底の為、本ファトワーの回付がなされる。

ジャカルタ H1430年8月8日

MUI ファトワー委員会

議長：Dr.H.M.Ibrahim 事務局：Dr.H.Hasanudin

7. 主題：水洗方法以外で、中程度の汚染(不浄物にさらされた)生産設備ラインの浄化(洗浄：洗い清める)する方法に就いて

考慮事項

- a. ハラール製品を製造する生産設備・機械は、実際には、ハラールな材料を使用した製品を製造する事があるかもしれない。その場合、その機械設備は、ムタナジスな状態となる。
- b. 水洗による洗浄(洗い清めること)が、製品及び機械設備に損傷(影響)を与える場合、水以外のもので、不浄物を取り除く洗浄をする必要がある。
- c. 上述より、水洗以外の方法による生産設備の洗浄に関する質問が寄せられている。
- d. 中程度の不浄物にさらされた生産設備を水洗以外の方法で洗浄

(洗い清め)するガイドラインを、MUIファトワー委員会によって、ファトワーとして示す事が助言され、必要とされている。

判断根拠 1

1. クルアーン:

「そしてわれは、天から清浄な雨を降らす」(識別章48節)

「また天から雨を降らせ、それであなたがたを清めて」(戦利品章11節)

2. 預言者のハディース(言行録):

「アナス・ビン・マリク曰く、(離れた)諸島から来た男が、モスクの片隅で排尿を行っているのを見て人々は、その男を罵ろうとした。しかし、預言者は、人々に罵りを止めさせた。預言者は、男が排尿を終えた時に、男に、水桶を持って来て、排尿場所を水で洗い流す様に命じた」(Al-BukhariとMuslim口承による)

「アナス曰く、婦人が預言者のもとに来て、女性たちにとって月経の鮮血で汚れた着衣を洗浄(洗い清める)する方法を尋ねた。預言者が応えて曰く、ブラシで汚れを落とし、更に水で洗い流し、着衣と共にアッラーに感謝の祈りをしなさい」(Muslim口承による)

ここでは、中程度の不浄な汚れ(Najis Mutawassithah)は、水洗による浄化方法が可能であると、示されている。

他方、「預言者の教友たちが、刀剣で不信心者と戦った後、その刀剣(の汚れ)を拭き落とし、アッラーに感謝の祈りをした」とのハディースもある。このハディースでは、固形物の汚れは、拭き落とすことでも浄化(洗い清める)されると明示されている。

判断根拠 2

1. ムスリム法学者の見解:

a. マーリキ学派の学者Ibnu Rusydの(著書Bidayah Al-Mujtahidより)見解は、「水洗以外の方法による洗浄(洗い清める)、液体又は固形物による洗浄に関し、ムスリム法学者の間では、異なる意見がある。アブー・ハニーファ及びかれの仲間達が主張する様に、あるグループは、液体及び固形物が清浄である場合、当該の汚れを除去する事が可能であるとの見解である。他方、イマーム・マリクやイマーム・シャフイーの見解と同様で、別のグループは、石・岩で消火する場合を除き、水洗以外の洗浄(洗い清める)方法を禁止している」とある。

b. ハナフィー学派の学者Ibnu Al-Humamの(著書Fathu Al-Qadirより)見解は、「不浄なものが、ガラスや刀剣に付着した場合は、拭き落とすことで洗浄(洗い清める)できる。何故なら、それら(ガラスや刀剣)は、不浄なものを吸収しないので、表面を拭き落とす事で、不浄なものは取り除かれる。不浄なものを吸収しないと言う意味は、(表面が)光沢のあるもの、固形物、防水性のあるものは、水を吸収しないと言う理論で証されている通り。従い、防水性のあるものに限って、水洗以外の浄化方法が取られても良いと考える。著者の見解は、ハディースにある、預言者の教友たちが、不信心者と刀剣で戦い、その後、その刀剣を拭き、アッラーに感謝したとの出来事から得ている」と。

c. ハナフィー学派の学者Al-Kasaniの(著書Bada'i' As-Shanaa-i fi Tartib As-Syaraa-iより)見解は、「不浄なものが、乾燥していようが、湿っていようが、刀剣とかガラスの様な光沢のあるもの、固形物、防水性のあるものに付着している場合は、そのものが不純なものを吸収していないので、拭き落とす事で洗浄(洗い清める)できる」と。

d. シャフイー学派の学者Ar-Ramliの(著書Nihayah Al-Muhtaj ila Sharh Al-Minhajより)見解は、「光沢のあるもの、固いもの、防水性のあるものに不浄なものが付着している場合、それが乾燥しきってない場合、不浄な状態と明確に判断できる。(拭き落とす事で浄化できるとの)見解は、状態が不浄であるとの本質から見ると正しくない。シャフイー学派の考え方として、光沢のあるもの、固いもの防水性のあるものの浄化に当たっては、拭き落とすだけではなく、水洗することで、浄化が可能との見解に立ち至ったとImam Nawawiが彼の著書(Raudhatu Al-Thalibin)で述べている通り」と。

e. シャフイー学派の学者Al-Imam An-Nawawiの(著書Al-Majmu' Syarh Al-Muhadzabより)見解は、「刀剣とかガラスの類で、光沢のあるもの、固いもの、防水性のあるものに不浄なものが付着している場合、拭き落とすだけでは浄化できない。浄化するには、イマーム・アッマド・ビン・ハンバルや、イマ

ム・ダーウード・アッズフリーの見解と同様に、水洗が使用される必要がある。他方、イマーム・マリクやイマーム・アブー・ハニーファは、拭き落とすのみで浄化が可能との見解であるが」と。

f. ハンバリー学派の学者Ibnu Qudamahの(著書As-Syarh Al-Kabir li Ibni Qudamahより)見解は、「ガラスの様な光沢のあるもの、固いもの、防水性のあるものに不浄なものが付着している場合、拭き落とすことだけでは浄化出来ない。例えば、壺・甕の様なものから(不浄なものを)拭き落とすだけでは浄化できないと同様」と。

g. マーリキ学派の学者Ad-Dardirの(著書As-Syarh Al-Kabir li Ad-Dardirより)見解は、「もし、水洗以外の方法で、刀剣の様な光沢のあるもの、固いものを洗浄(洗い清める)したとの伝承からすると、刀剣の様なものには、ナイフ、ガラス、ダイヤモンドなど、光沢があり、固いもので、防水性のもの一水による洗浄で悪影響が出ないものも含まれる事になる。ただ、水による洗浄で(損傷等)悪影響が出るかどうかの根拠では、見解の相違もある」

2. 2003年5月23日付けMUIファトワーで、「ハラールファトワー基準」を定めた。本基準には、きっちり洗浄(洗い清める)過程(処置)が取られている製造設備であっても、豚由来の製品製造とハラール製品の製造を、交互に行う事を認めるかどうかに関するファトワーも含まれている。

3. 2010年12月28日に実施されたLPPOM/MUIファトワー委員会の声明では、「豚由来の不浄ではない、中程度の不浄なもの一液体であれ、固形物であれ—にさらされた製造設備で、水洗により設備機能・品質などを傷める可能性があるものもあり、必ずしも全ての製造設備の洗浄(洗い清める)で水洗による方法を取るとは限らない。産業界では、洗浄剤として使用されているものに、水洗の水と同様に、液体もある。例えば、製油所では、常温のオイルで、洗浄している。設備内の不浄な残留物などは、油性であり、他方、固形(残留)物、例えば、乳漿、乳糖(ラクトース)、非乳製クリーム(non dairy creamer)の様な固形物がある場合は、生産設備は、粉末中間製品、最終製品を使用して洗浄される。又は、ハラール証明未取得の動物由来の酵素が少量でも含まれている可能性のある乳漿粉末とかラクトース(中間製品)を使って、洗浄している。非乳製クリーム(non dairy creamer)は、ハラール証明未取得の動物由来の乳化剤を含む可能性もある。

4. 2010年12月23日、30日、2011年1月5日のファトワー委員会は、以下のように決定した。

決定事項

中程度の不浄な(Najis Mutawassithah)ものにさらされた製造設備の水洗以外の洗浄(洗い清める)に関するファトワーを、以下の通り取り決める。

第一項目: 一般条件

1. 中程度の不浄とは、軽度の不浄(母乳のみで育った2歳以下の幼い男児の尿など)と重度の不浄(豚、犬及びその由来物による不浄)以外の不浄物にさらされた汚染状態を指す。
2. 生産設備とは、製造材料に直接接する全ての設備、機器類、道具類を含む。また、洗浄(洗い清める)にあたり機械設備・機能に影響を与える様な場合。

第二項目: 管轄法

1. 「洗浄プロセスが明確に実施されていても、如何なる生産設備も、豚由来の製品製造とハラールの製品製造を、交互に使用する事は許されない」との2003年第四のMUIファトワーを再確認する。
2. 原則として、生産設備を含む、中程度の不浄なものにさらされたものは、水による洗浄(洗い清める)が必要である。
3. 鉄、鋼などでできた硬質な生産器具類で、不浄なものを吸収しない状態で、中程度の不浄物にさらされた場合、かつ水洗により器具類及び機械設備・製造工程が劣化すると判断されれば、水以外のものでの洗浄(洗い清める)が許される。その場合、(その方法の)洗浄により、対象物が清潔で、不浄物におい、味、色などが取り除かれる事。
4. 中程度の不浄なものにさらされた生産設備であっても、上記2.3.で述べられている洗浄(洗い清める)がきっちり生産過程に取り決められた場合でも、ハラール製品と非ハラール製品を、(同一設備で)交互に(使用し)製造する事は、認められる。

第三項目: 結論条項

1. 本ファトワーは、下記日付をもって発行する。誤謬遺漏は、必要時に応じて訂正される。
2. ムスリム社会及びその他関係先への周知徹底の為、関係者各位にて、本ファトワーの回付をお願いする。

ジャカルタ H1432年3月28日
西暦2011年3月3日
MUIファトワー委員会

議長：Dr.H.Hasanuddin 事務局：Dr.HM.Asrorun Ni'am Aholeh

8. 主題：ハラール製品の証明書に関するMUIファトワー

2009年12月30日のLPPOMとの共同会議におけるMUIファトワー委員会にて、

考慮事項

- a. 食物、飲料物、薬物、化粧品及び他製品で、ムスリムが消費し、使用するものの合法性、純粋性が、正しく考慮され、確信される必要がある。
- b. 食物、飲料物、薬物、化粧品及び他製品の合法性、純粋性には、常に疑義が持たれている。
- c. 上記の製造製品に関して、LPPOM/MUIの共同ファトワー委員会合で、検査、研究、議論、評価されてきたが、会合においては、製造製品の合法性、純粋性を証する為のガイドラインを設定する必要性が考慮された。

判断根拠 1

1. ハラールなものを消費する事の義務に関するクルアーン章句には、
「人びとよ、地上にあるものの中、良い合法的なものを食べて、悪魔の歩みに従ってはならない。本当にかれは、あなたがたにとって公然の敵である」(雌牛章168節)
「信仰する者よ、われがあなたがたに与えた良いものを食べなさい。そしてアッラーに感謝しなさい。もしあなたがたが本当に、かれに仕えるのであるならば」(雌牛章172節)
「アッラーがあなたがたに与えられた良い(清潔で)合法的なものを食べなさい。あなたがたが信じているアッラーを畏れなさい」(食卓章88節)
「それでアッラーがあなたがたに授けられた、合法にして善いものを食べなさい。もしあなたがたがアッラーに仕えるならば、かれの恩恵に感謝しなさい」(蜜蜂章114節)
2. アッラーの創造物の合法性に関するクルアーン章句には、
「かれこそは、あなたがたのために、地上の凡てのものを創られた方であり」(雌牛章29節)
「言ってみよう。アッラーがしもべたちに与えられた、かれらの(賜物)や、食料として(与えられた)清浄なものを、誰が禁じたのか。」言ってみよう。これらのもは、現世の信仰する者たちのためのものであり、特に審判の日には完全に信者の専有するものとなる。」われはこのように印を、理解ある人々に解明する」(高壁章32節)
「またかれは、天にあり地にある凡てのものを、(賜物として)あなたがたの用に服される。本当にこの中には、反省する者への印がある」(跪く時章13節)
3. 禁じられる食物、飲料物に関するクルアーン章句には、
「かれがあなたがたに、(食べることを)禁じられるものは、死肉、血、豚肉、およびアッラー以外(の名)で供されたものである。だが故意に違反せず、また法を越えず必要に迫られた場合は、罪にはならない。アッラーは寛容にして慈悲深い方であられる」(雌牛章173節)
「あなたがたに禁じられたものは、死肉、(流れる)血、豚肉、アッラー以外の名を唱え(殺され)たもの、絞め殺されたもの、打ち殺されたもの、墜死したものの、角で突き殺されたもの、野獣が食い残したものの、(ただしこの種のもので)あなたがたがその止めを刺したものは別である。また石壇(偶像)に犠牲とされたもの」(食卓章3節)
「言ってみよう。わたしに啓示されたものには、食べ度いのに食べることを禁じられたものは無い。只死肉、流れ出る血、豚肉—それは不浄である—とアッラー以外の名が唱えられたものは除かれる。だが止むを得ず、また違犯の意思なく法を越えないものは、本当にあなたの主は、寛容にして慈悲深くあられる」(家畜章145節)
「かれは只死肉、血そして豚肉、並びにアッラー以外の名が唱えられ(屠畜され)たものを禁じられる。だが欲望の為では無く、

法を越えず、迫られて止むを得ない者には、本当にアッラーは寛容にして慈悲深くあられる」(蜜蜂章115節)

「かれがあなたがたに、(食べることを)禁じられるものは、死肉、血、豚肉、およびアッラー以外(の名)で供せられたものである。だが故意に違反せず、また法を越えず必要に迫られた場合は罪にはならない。アッラーは寛容にして慈悲深い方であられる」(雌牛章173節)

「悪い(汚れた)ものを禁忌(ハラーム)とする」(高壁章157節)
「だが、自分の手で自らを破滅に陥れてはならない」(雌牛章195節)

4. (食物、飲料物など)消費するものの合法と非合法に関する預言者の言行録には、

「アッラーの言葉(クルアーン)に、“あなたがた信徒たちよ、善い清いものを食べ、善い行いをしなさい。われはあなたがたのことを熟知している”(信者たち章51節)、“信仰する者よ、われがあなたがたに与えた良いものを食べなさい。そしてアッラーに感謝しなさい。もしあなたがたが本当に、かれに仕えるのであるならば”(雌牛章172節)とある。その髪は乱れ、身なりは埃にまみれて長旅の後、家路につくある男について、預言者が語った。天に向かって手を挙げて、“アッラーよ”と祈りを捧げ、旅路(の平安)を祈った。その様な状況ではあるがアッラーは、全てにおかれて与え給う御方である。男の食べ物、禁じられたものであり、飲み物も禁じられたもの。また、衣類も禁じられたもので、男は常に禁じられたものを食べていた。(その状況に、預言者は答えて曰く)その様な状況で、アッラーへの祈りが、どの様に受け入れられるか?」(Abu HurairahよりのMuslim口承による)

「禁じられたものは、禁じられる。合法的なものは、合法である。二つの間にあるものは、疑義が残る(合法と非合法がはっきりしない)。多くの人々は、法を正しく理解できるとは限らない。疑義の残るものに、常に慎重な対応を採る人は、本当に、信仰と高潔さを守ることができるものである」(Muslim口承による)

「あなたがた自身で、自らをまた他の人を危険な目にあわせてはならない」(Ibn Abbasと'Ubadah bin ShamitよりのAhmad及びIbn Majah口承による)

「合法的なものは、アッラーが決められクルアーンに記されたもの。禁じられたものは、アッラーが決められクルアーンに記されたものである。アッラーが決められていないものは、許される」(Salman Al-FarsiよりのAl-TermizdiとIbn Majah口承による：Nail Al-Authar)

「アッラーは、人びとに幾つかの義務を課している。それは無視してはならない。また、(合法と非合法の)境界線を設けられたが、それを犯すことはできない。幾つかの事を禁じられたが、それを無効にする事はできない。それらの措置で、人びとに与える影響に関して、説明が無いものは、(アッラーが忘れられた訳では無いので)何故取り決められたのかを質問してはならない」(Daraquthani口承による。Imam Nawawiの真正集と扱われる)

5. 法学的考察
有益な物事に関する法的根源は、認められるが、危険な物事に関しては、禁じられる。
物事に関する基本的な諸規則は、それ(物事)が禁じられる様な超越的な諸規制が無い範囲で、許可されている。
6. 基本的ガイドライン及び2000-2005年のMUIファトワー(決定事項)
7. MUIファトワーガイドライン

考慮事項

ハラール証明を取り進め中の製品に関する監査レポートなどをLPPOM/MUI局長が説明し、合同会議の参加者より勧告、助言が寄せられた。

決定事項

- ハラール製品に対する証明書に関するファトワーは、
1. 添付リストに記載の製品は、ハラールであり、純粋である。
 2. 本決定事項は、下記日付をもって効力を持つ。また、全ての誤謬遺漏は、適切に訂正される。

ジャカルタ H1430年1月13日
西暦2009年12月30日
MUIファトワー委員会
議長：Dr.K.H.M.Anwar Ibrahim 事務局：Drs.Hasnudin

ザカート（義務の喜捨）の支払先に関するクルアーン解釈

イスラーム研究所主任研究員 柏原良英

平成24年度の公開タフスィール研究会は、平成25年2月23日（土）に今年度分として計画された戦利品章と悔悟章の2章のタフスィール（解釈）を無事終わらせることができた。また平成25年5月からは新たな章の研究会を始める予定である。毎回、タフスィールを通じて新たな発見があるが、一方で限られた時間の関係で十分な説明ができない部分もでてくる。ここでは私の担当の部分から説明し切れなかったザカート（義務の喜捨）の支払先に関する節（悔悟章60節）をワハバ氏のタフスィールに従って説明を加える。

クルアーン悔悟章60節

「施し〔サダカ〕は、貧者、困窮者、これ（施しの事務）を管理する者、および心が（真理に）傾いてきた者のため、また身代金や負債の救済のため、またアッラーの道のため（に率先して努力する者）、また旅人のためのものである。これはアッラーの決定である。アッラーは全知にして英明であられる。」

解説：

施し〔サダカ〕：これはザカート（義務の喜捨）のことでその配布先は、次の8人に限定される。アラビア語では、それらが与えられる人々の単語の前に「リ」という前置詞（所有や所属を表す）が使われてそれらが与えられる者たちを限定している。その喜捨を受け取る権利のある者は、以下の者に限定される。

① 貧者（ファキール）：お金もなく、必要なものを手に入れることも出来ない者。ファカール（背骨）から出た言葉でファカールを痛めてしまった人のようだから。

② 困窮者（ミスキーン）：お金もないし、稼ぐに十分ではない者。言葉の語源は、スクーン（静けさ）から出た言葉で無力さが彼を静かにさせているから。

貧者と困窮者とどちらがより状況が悪いのか？

シャーフイー派とハンバリー派は、貧者の方が困窮者より悪いとする。何故なら貧者にはお金もなく必要なものを手に入れる手段もないのに対し、困窮者は、十分ではないがその手段を持つ者であるから。クルアーン「舟に就いていうと、それは海で働く或る貧乏人たち（マサーキーン）の所有であった。」（18章79節）

これらから分かるように困窮者（マサーキーン：ミスキーンの数）には生活の手段としての船がある。

一方、ハナフィー派とマーリキー派は、困窮者の方が貧者より状況が悪いと見ている。その根拠としてクルアーン「または酷く哀れな貧者（ミスキーン）を（養うこと）。」（90章16節）ここで「酷く哀れな」と描写されるアラビア語の表現は、自分の困窮したところを示すものを隠すために体に土をつけてそれを隠す者というもので、最悪な状況を示しているからとする。また一部のアラビア語学者は、ミスキーンは、何も無い者で、ファキールは、少しは所有する者としている。

ザカートは、不信者にも与えられるのか？

このクルアーンの節からは、誰でもここに記された人々に与えられることになる。例えばそれが不信者でも近親者でもそこには制限がない。しかしイスラーム法学者たちは、ザカートはムスリムに限定されるとしている。その根拠としてイブヌ・アッパースの伝える次のハディースをあげる。「預言者は、ムアースをイエメンに派遣するとき彼に語った。『彼らには、富む者から得られ、貧者に与えられるサダカ（ザカート）が義務となることを知らせなさい。』」

一方、アブー・ハニファ（ハナフィー派開祖）は、このハディースがザカートに限定されたものとしてザカートフィトル（断食明けのザカート）については不信者にも与えた。

ファキールやミスキーンに与えられるザカートの量

法学者には、様々な意見がある。ハナフィー派は、ザカートを支払う義務となる量（ニサブ）を越えないとする。それは2百ディルハムである。マーリキー派は、このことはイジュティハード（法学者の解釈）に委ねられる。ハンバリー派は、一年間十分になる量を認める。シャーフイー派は、本来の目的である対象者の必要性がなくなるまで与える。

ザカートを他の地域にいる者にも与えることは可能か

イブヌ・カーシムとスフナーは、そこに強い必要性があるか必然性がある時には認める。それは必要性が起きた者へ余裕のあるものがそれを提供することは義務となるから。ハディース「ムスリムは、ムスリムの兄弟である。彼を害する者と一緒に放置しないし、彼を害することもしない。」

ハナフィー派は、ザカートの移動を嫌うが、例外としてそこに困っている血縁者がいる時、援助を必要とするより困難な人々やより有益になるムスリムがいる時、ダール・ハルブ（非イスラーム国）からダール・イスラーム（イスラーム国）に、また学生のため、またザカートが、一年の期限が過ぎそうになり支払いが急務である時などではザカートの移動を認める。ハディース「本当に喜捨は、貧者のものである。」によりどの土地にいてもそれは対象になるとする。また預言者の時代、イエメンからマディーナへザカートがもたらされた。

③ 管理者：ザカートを集める者たちで徴税人。ハディース「かつて預言者は、スライム族のザカートを集めるためにアサド族の男を使った。」その報酬については、意見が異なる。1) シャーフイー

派は、集めたザカートの8分の1。それ以上の報酬については国庫から支払われる。2) ハナフィー派とマーリキー派は、彼らは給料が与えられる。ザカートで支払われる場合は、半分を超えないこと。

管理者は、仕事に対する報酬として与えられるので、彼が金持ちであっても、またザカートの対象でない預言者一族であっても与えられる。預言者は、従兄弟のアリーをイエメンへザカートを集めるために派遣した。

またこの節は、ザカートの徴収はイマーム（指導者）によって行なわれることからザカートはイマームに払われるべきで、それを受け取る権利者には直接与えることは許されない。クルアーン「かれらの財産から施し（ザカート）を受け取りなさい。」（9章103節）しかし、一方他のクルアーンでは、「またかれらの富が、公正であること認められている者、物乞いする者や耐乏する者のために（施す者）」（70章24-25節）物乞いや忍耐する者に直接渡すことも認められている。学者たちは、この解釈として次のように語っている。

1) もしザカートが、お金のような隠れるものなら、自分のためとイマームのために分けることが許される。2) もしザカートが、作物や家畜のような現れるものなら、イマームに出すとする意見が大勢。しかしシャーフイー派は、それらも同じザカートであるとして所有者は自分でそれを配ることは許されるとしている。

④ 心が（真理に）傾いてきた者

彼らは、イスラームが出現した初期の時代の人々で、彼らのイスラームを強固なものにするために与えられる。新入信者と不信者と分かれる。1) 不信者：ハンバリー派とマーリキー派は、イスラームを求めさせるためにザカートを与えた。それは預言者が、行なったからとする。ハナフィー派とシャーフイー派は、それを与えない。何故なら、これはイスラーム初期のことでムスリムの数がまだ少なかった時代のことだから。その後、イスラームが優勢になり、その必要がなくなった。預言者の後の正統カリフ時代には与えられていない。ウマルは、「我々は、イスラームのことで何も与えることはない。望むものが信仰し、望むものが不信者となる。」と語っている。2) ムスリム：彼らはいくつかのグループに分かれる。イスラームの決意が弱い者、イスラーム以前に部族の指導者だった者たちが入信しても同じ立場を望む者、預言者は、アブースフヤーン等にザカートを与えた。また不信者と隣り合っている者、彼等によってイスラームへの被害が止められている。

⑤ 身代金（奴隷解放）の支払い

この奴隷は、契約奴隷で約束の金を返済すれば自由の身になれるムスリムで、支払いを果たすだけのお金がない者。クルアーン「アッラーがあなたがたに与えられた資財の一部をかれらに与えなさい。」（24章33節）しかし、ハナフィー派は、ザカートで完全な奴隷解放を行なうのではなく、その一部を援助すると限定する。何故ならクルアーンの節では、アラビア語の前置詞フイー（～の中で）とあり奴隷の解放の中でと解釈される。それは解放そのものを意味しない。またマーリキー派の一人の学者は、この規定を捕虜の解放に適用する。今日、奴隷がなくなった状況でこの規定を取っている。

⑥ 負債者

シャーフイー派とハンバリー派は、この負債が自分のためでも他人のためでも同じとする。自分については場合は、彼が貧以外には与えられない。マーリキー派は、その借金が飲酒や賭博のような不正な行為によるものにはザカートは払われないとする。またほとんどの学者は、死者の負債はザカートから支払われるとする。ハディース「私は、すべての信者にとって彼自身より優先する。財産を残した者は、それは遺族に属する。負債あるいは貧困を残した者は、私が責任を持つ。」

⑦ アッラーの道のため

彼らは、正式な軍隊に所属する兵士ではなく志願して戦争に参加するムジャーヒドと呼ばれる兵士で、金持ちや貧乏に関わらず彼らには、戦いのために費やされたものが与えられる。クルアーンとスンナでは、アッラーの道は、戦争を意味する。ハナフィー派は、貧しい者以外の兵士にはザカートは支払われない。ハンバリー派開祖アフマド師は、ハッジ（巡礼）がアッラーの道であるとし、ハッジを望む者にザカートから与えた。ハディース「ある男が、彼のラクダをアッラーの道のために与えた。すると彼の妻がハッジを望んだ。預言者は彼女に『これのラクダに乗りなさい。ハッジもアッラーの道の一つだからです。』」学者一般のハッジは、アッラーの道だが、このクルアーンの節は、ジハードを示しているとする見解である。マーリキー派は、アッラーの道は数が多いとしている。ハナフィー派は、アッラーの道の中には学問の探究や全ての善行も入ると解釈する。それは、この節のアッラーの道は、全般的な意味であるから。

⑧ 旅行者

彼らは旅行中あるいは目的地を目指そうとするが援助なしには達成できない者たちである。

以上のグループの中の一つに当てはまると主張する者は、その主張の証明を求められる。シャーフイー派は、貧困や困窮者のような表面に現れないものについては、その証明は求められない。また新入信者についてはその信仰を証明することは求められない。

お問い合わせ先：拓殖大学イスラーム研究所
〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14
TEL：03-3947-2419 FAX：03-3947-9416
ホームページURL: http://www.sri.takushoku-u.ac.jp

拓殖大学 イスラーム研究所 ニュースレター

平成25年3月25日発行 第38号
発行人 拓殖大学イスラーム研究所
編集人 イスラーム研究所主任研究員
柏原 良英

正統四代カリフの時代－アブーバクル（15）

（前回からの続き）

彼は手をその上に置き呟いた。

「気にするな、ただお前達の父親がこのようなものをお前達に残していたなら、本当に良かったのに。そうすれば、お前達も安心だったのに。」

アブーバクルは彼女達に何も残さなかった。しかし、彼女達はそれで十分に満足していたので、祖父をそのようにしてなだめていた。

祖父が帰った後に、クライシュ族の者達がアブージャハルを先頭にアブーバクルの家に押し掛けてきた。アスマーが彼らの対応に出た。

「お前の父親はどこだ！アブーバクルの娘。」と彼らは言葉を荒げた。

「知りません。アッラーにかけて、父はどこに居るのか分かりません。」と、答えるアスマーにアブージャハルは凄惨な形相で手を上げて、彼女の頬を力一杯殴り付けた。アブージャハルは後のバドルの戦いでイスラーム教徒に殺されてしまう。

クライシュ族の者達がマッカ市内で預言者とアブーバクルの行方を探している頃には、すでに二人はマッカ郊外にあるサウル山の頂上近くの洞窟に辿り着いていた。預言者が洞窟に入ろうとすると、アブーバクルはそれを制して言った。

「アッラーの使徒様、先に私が入りましょう。蛇や何か他のものがないか確かめてきます。」アブーバクルは洞窟に入って、暗闇の中で手探りを始めた。小さな動物の穴を見付けると、彼は持っていた予備の服を切り裂き、その穴を埋めていった。服一着を穴を埋めるのに使った。一つだけ穴が残ったので、踵でそれを埋めた。それから、預言者を招き入れた。朝になって、預言者は彼に言った。

「あなたが持っていた服はどうしましたか。アブーバクルよ。」

アブーバクルは、昨夜彼が行なったことを話した。預言者は手を挙げて、アブーバクルのために祈りを捧げて言った。

「アッラーよ。来世で、どうか、アブーバクルを私と同じ階位にして下さいますように。」

クライシュ族の追っ手は預言者とアブーバクルをしつこく探して、マッカ市内に居ないと分かると、郊外の山を隈無く探し、山の洞窟を一つ一つ調べていた。ついに、彼らは預言者とアブーバクルが隠れている洞窟の入り口に辿り着いた。洞窟の中から、アブーバクルは彼らの足が見えていた。彼の恐怖は最高潮に達していた。彼らが二人に気付いて、預言者に襲いかかるのではないかと、気が気ではなかった。もし、そうなれば、布教は止まり、啓示は断たれ、人々は多神教の暗みのなかで生活を余儀なくされる。彼は預言者に言った。

「もし、彼らの一人が足元を覗いたならば、我々はすぐに見付かってしまいます。」

アブーバクルは預言者に恥ずかしさと戸惑いの眼差しを向けた。だが、預言者の顔を見ると、驚いたことにその顔は輝き、あたかも人生の安堵感と希望に満ちているかのようであった。

アブーバクルは預言者の落ち着きが自分の心をも和ませるのを感じた。あたかも預言者の安堵感がアブーバクルの心に注ぎこまれるかのようであった。預言者は彼に言った。

「アブーバクルよ、悲しむなかれ。アッラーは我々と常に一緒に

おられる。・・・我々二人そしてアッラーが三番目におられるのを、どのように思うかな。」

アブーバクルはこの一言で、落ち着きを取り戻した。追っ手は洞窟を覗くが、その少し前に瞬間に、洞窟の入り口には蜘蛛がやってきて巣をはり、その側には鳩がやってきて巣を作った。入り口に蜘蛛の巣と鳩の巣を見た追っ手はその中まで調べようとはしなかった。実に、アッラーは彼らの目を惑わして、注意を他に逸らしてしました。そして、二人を血眼になって洞窟の周りを探していた追っ手達が当惑しながら、失意のうちに何も見付けず洞窟の前から諦めて立ち去っていくのを、アブーバクルは洞窟の奥から目を懲らして見ていた。

彼らが立ち去るのを確かめると、預言者と同伴者アブーバクルは洞窟から出てマディーナへと向かった。アブーバクルはマディーナまでの預言者との旅の様子を伝えている。

「我々は夜も昼も旅を続けた。ある真昼の暑いとき、私は避難する日陰を見付けるために辺りを見渡した。大きな岩を見付けたので、我々は岩の影に腰をおろした。私は預言者が横になるために、手で地面を平らにした。そして、皮で出来た上着を敷いた。『アッラーの使徒様、どうぞお眠り下さい。』と預言者に休むように促した。私は、誰か通り掛かる者がいないか、まわりを見渡した。羊飼いがこの岩の方へやってくるのが見えた。彼もまた我々が望んでいたように、日陰で休憩しようと思っていた。『あなたは誰ですか。若者よ。』と私が尋ねると、彼は『私はクライシュの者です。』と言って、彼の名前を告げた。私は彼の名前を聞いた事があり、危険な相手ではないと安心した。

（次号に続く）

研究会報告

【平成24年度第6、7回タフスィール公開研究会開催】

今年度第6回目のタフスィール（クルアーン解釈）公開研究会が、1月24日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。講師は武藤英臣イスラーム研究所客員教授でクルアーン第9章悔悟章71～99節を解説した。第7回目のタフスィール公開研究会は、2月21日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。講師は徳増公明イスラーム研究所客員教授でクルアーン第9章悔悟章100～129節を解説した。

محتويات العدد

- 1 . تقرير عن المؤتمر العالمي للفتوى بجاكرتا
أستاذ زائر : موتو هيدنومي
- 2 . مقالة عن مصارف الزكاة الثمانية
الباحث الأول : كاشيهارا يوشيهيدي
- 3 . مقال : الخلفاء الراشدين (15)
مدير معهد دراسات الشريعة : موري نوبوأو
- 4 . أخبار المعهد: الدور السادس و السابع لدراسات التفسير (سورة التوبة)